

資料 3

【案件 3】

◇鳥取市生活交通会議設置要綱の
一部改正について

鳥取市生活交通会議設置要綱の改正について

1. 改正を行う理由

- (1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進することを目的に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が一部改正され、平成26年11月20日から施行された。この際、本法律に基づき作成する計画が「地域公共交通総合連携計画」から「地域公共交通網形成計画」に変更された。

<参考>

○地域公共交通総合連携計画

- ・事業者と協議のうえ、市町村が協議会を開催し作成
- ⇒平成21年3月「鳥取市地域公共交通総合連携計画」策定

○地域公共交通網形成計画

- ・事業者と協議のうえ、市町村又は都道府県が協議会を開催し作成
- ⇒平成29年3月「鳥取県東部地域公共交通網形成計画」策定

- (2) 地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することが出来るよう「道路運送法施行規則」が一部改正され、平成27年4月1日から施行された。この際、「過疎地有償運送」の名称について、都市部等においても当該運送を必要とする地域がある実態を踏まえ、「公共交通空白地有償運送」に変更された。

<参考>

○公共交通空白地（過疎地）有償運送

- ・公共交通空白地有償運送とは、バスやタクシーなどの公共交通機関によって住民に対する移動手段が確保できないと認められる場合において、NPO法人などの非営利団体が、営利とは認められない範囲の運送の対価によって、自家用自動車を使用して運送する運行形態のこと。

2. 新旧対照表

別紙のとおり

鳥取市生活交通会議設置要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市生活交通会議設置要綱 (目的及び設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づく事項を協議し、地域における必要なバス等の旅客輸送の確保を通じ、本市の住民福祉の向上又は交通空白地域の解消その他旅客の利便の増進を図るため、また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画(以下「網計画」という。)</u>の作成に関する協議及び<u>網計画の実施に係る連絡調整を行うため、鳥取市生活交通会議(以下「交通会議」という。)</u>を設置する。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項 (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) <u>網計画の作成及び変更の協議に関する事項</u> (4) <u>網計画の実施に係る連絡調整に関する事項</u> (5) <u>網計画に位置づけられた事業の実施に関する事項</u> (6) <u>交通会議の運営に関する事項</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項</u> <p>(組織)</p> <p>第4条 交通会議は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民又は利用者を代表する者 (2) 本市において現に<u>公共交通空白地有償運送</u>又は<u>福祉有償運送</u>を行っている特定非営利活動法人等の団体(前条第2号から第4号までに掲げる事項のうち、<u>公共交通空白地有償運送</u>又は<u>福祉有償運送</u>について 	<p>○鳥取市生活交通会議設置要綱 (目的及び設置)</p> <p>第1条 <u>鳥取市生活交通会議(以下「交通会議」という。)</u>は、<u>道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)</u>第9条第4項及び<u>第79条の4第1項第5号</u>の規定に基づく事項を協議し、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保を通じ、本市の住民福祉の向上又は交通空白地域の解消その他旅客の利便の増進を図るため、また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)</u>の作成に関する協議及び<u>連携計画の実施に係る連絡調整を行うため</u>設置する。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第3条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項 (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) <u>法第79条の1第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項</u> (4) <u>連携計画の策定及び変更の協議に関する事項</u> (5) <u>連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項</u> (6) <u>連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項</u> (7) <u>交通会議の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し交通会議が必要と認める事項</u> <p>(組織)</p> <p>第4条 交通会議は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p>

協議する場合に限る。)

- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体
- (6) 市長又は市長の指名する職員
- (7) 中国運輸局鳥取運輸支局長又は中国運輸局鳥取運輸支局長の指名する職員

(8) 鳥取警察署長又は鳥取警察署長の指名する職員

(9) 道路管理者

(10) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第5条～第14条 (略)

附 則 (略)

(1) 住民又は利用者を代表する者

(2) 本市において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体 (前条第2号から第4号までに掲げる事項のうち、過疎地有償運送又は福祉有償運送について協議する場合には限る。)

(3) 一般旅客自動車運送事業者

(4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体

(5) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体

(6) 市長又は市長の指名する職員

(7) 中国運輸局鳥取運輸支局長又は中国運輸局鳥取運輸支局長の指名する職員

(8) 鳥取警察署長又は鳥取警察署長の指名する職員

(9) 道路管理者

(10) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第5条～第14条 (略)

附 則 (略)